



# 宮 崎 県 公 報

平成26年11月27日 (木曜日) 第 2646 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

規 則	頁		頁
○生活保護法施行細則の一部を改正する規則…… (国保・援護課) 1		業所) の指定…………… (国保・援護課) 15	
○母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則…………… (こども家庭課) 13		○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の名称の変更…………… ( “ ) 15	
告 示		○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の所在地の変更…………… ( “ ) 16	
○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護事業所) の指定…………… (国保・援護課) 15		○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の廃止…………… ( “ ) 16	
○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護支援事業所) の指定…………… (国保・援護課) 15		○保安林の指定予定の通知 (6 件) …… (自然環境課) 16	
		公 告	
		○クリーニング師試験の実施…………… (衛生管理課) 17	

## 規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成26年11月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第60号

#### 生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則 (昭和57年宮崎県規則第44号) の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(生活保護申請書等) 第3条 省令第2条第1項に規定する書面は、生活保護申請書 (別記様式第10号) によるものとする。 2 省令第2条第2項に規定する書面は、葬祭扶助申請書 (別記様式第12号) によるものとする。 (保護決定通知書等) 第4条 法第24条第1項 (同条第5項において準用する場合を含む。)、第25条第2項及び第26条に規定する書面は、保護開始決定通知書 (別記様式第15号)、保護変更決定通知書 (別記様式第15号の2)、保護停止決定通知書 (別記様式第15号の3)、保護廃止決定通知書 (別記様式第15号の4) 又は保護申請却下決定通知書 (別記様式第16号) によるものとする。 (調査依頼書) 第9条 福祉事務所長は、法第29条の規定により調査を囑託し、又は報告を求めるときは、調査依頼書 (別記様式第24号) によるものとする。 <u>(扶養照会書)</u> 第10条 [略]	(生活保護申請書等) 第3条 法第24条第1項に規定する申請書は、生活保護申請書 (別記様式第10号) によるものとする。 2 省令第1条第5項に規定する申請書は、葬祭扶助申請書 (別記様式第12号) によるものとする。 (保護決定通知書等) 第4条 法第24条第3項 (同条第9項において準用する場合を含む。)、第25条第2項及び第26条に規定する書面は、保護開始決定通知書 (別記様式第15号)、保護変更決定通知書 (別記様式第15号の2)、保護停止決定通知書 (別記様式第15号の3)、保護廃止決定通知書 (別記様式第15号の4) 又は保護申請却下決定通知書 (別記様式第16号) によるものとする。 (調査依頼書) 第9条 福祉事務所長は、法第29条第1項の規定により必要な書類の閲覧若しくは資料の提供又は報告を求めるときは、 <u>生活保護法第29条の規定に基づく調査について (依頼)</u> (別記様式第24号) によるものとする。 <u>(扶養照会書)</u> 第10条 [略] 2 法第24条第8項に規定する書面は、生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務者への通知について (別記様式第25号の2) によるものとする。 3 法第28条第2項の規定により報告を求めるときは、生活保護法

(入所等依頼書)

第12条 法第30条第1項の規定により被保護者を保護施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託するときは、入所等依頼書(別記様式第27号)により依頼するものとする。

第19条から第21条まで 削除

(費用の徴収)

第24条 [略]

様式第10号(第3条関係)

[略]

(別添3)

[略]

保護の決定又は実施のために必要があるときは、私及び私の世帯員(以下「私等」という。)の資産及び収入の状況につき、貴〔西臼杵支庁  
福祉こどもセンター  
福祉事務所〕が官公署に調査を囑託し、又は銀行、信託会社、私若しくは私の世帯員の雇主、その他の関係人(以下「銀行等」という。)に報告を求めることに同意します。

また、貴〔西臼杵支庁  
福祉こどもセンター  
福祉事務所〕の調査囑託又は報告要求に対し、官公署又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えて構いません。

[略]

様式第17号(第5条関係)

第28条第2項の規定による報告について(依頼)(別記様式第25号の3)によるものとする。

(入所等依頼書)

第12条 法第30条第1項ただし書の規定により被保護者を救護施設、更正施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託するときは、入所等依頼書(別記様式第27号)により依頼するものとする。

(就労自立給付金申請書)

第19条 省令第18条の4第1項に規定する申請書は、就労自立給付金申請書(別記様式第40号)によるものとする。

(就労自立給付金決定調書)

第20条 福祉事務所長は、法第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給を決定するときは、就労自立給付金決定調書(別記様式第41号)によるものとする。

(就労自立給付金決定通知書)

第21条 福祉事務所長は、法第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給を決定したときは、就労自立給付金決定通知書(別記様式第42号)により通知するものとする。

(費用等の徴収)

第24条 [略]

(徴収金等支払申出書)

第25条 省令第22条の3に規定する申出書は、生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書(別記様式第49号)によるものとする。

様式第10号(第3条関係)

[略]

(別添3)

[略]

生活保護法による保護の決定若しくは実施又は同法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員(以下「私等」という。)の以下に掲げる事項につき、貴〔西臼杵支庁・福祉こどもセンター・福祉事務所〕が官公署、日本年金機構若しくは国民年金法(昭和34年法律第141号)第3条第2項に規定する共済組合等(以下「官公署等」という。)に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私等の雇主その他の関係人(以下「銀行等」という。)に報告を求めることに同意します。

また、貴〔西臼杵支庁・福祉こどもセンター・福祉事務所〕の調査又は報告要求に対し、官公署等又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えて構いません。

- ・ 氏名及び住所又は居所
- ・ 資産及び収入の状況(生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。)
- ・ 健康状態
- ・ 他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況
- ・ 支出の状況

※ 保護廃止後は、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。

[略]

様式第17号(第5条関係)

[略]

次の者は、当

西臼杵支庁
福祉こどもセンター
福祉事務所

において生活保護法による保護を受けておりましたが貴管内に転出しましたので通知します。

[略]

様式第18号 (第6条関係)

[略]

[略]			
(注意事項)			
1 正当な理由なくこの指導指示に従わないときは、生活保護法第62条第3項の規定により、あなたに対する保護が <u>変更し、停止し、又は廃止</u> されることがあります。			
2 [略]			
3 この指導指示についてわからないことがあるときは、早めに <u>当</u> <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="padding: 2px;">西臼杵支庁</td></tr><tr><td style="padding: 2px;">福祉こどもセンター</td></tr><tr><td style="padding: 2px;">福祉事務所</td></tr></table> にお尋ねください。	西臼杵支庁	福祉こどもセンター	福祉事務所
西臼杵支庁			
福祉こどもセンター			
福祉事務所			

[略]

様式第19号 (第7条関係)

[略]

注意

- 1 [略]
- 2 この検診命令を受けないと生活保護法第28条第4項の規定により、あなたの保護申請が却下され、又はあなたに対する保護が変更、停止若しくは廃止される場合があります。
- 3 この検診命令について疑問がある場合には、福祉事務所に相談してください。

(参考)

生活保護法 (抜粋)

(調査及び検診)

第28条 保護の実施機関は、保護の決定又は実施のため必要があるときは、要保護者の資産状況、健康状態その他の事項を調査するために、要保護者について、当該職員に、その居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

2 略

3 略

4 保護の実施機関は、要保護者が第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

様式第21号 (第7条関係)

検 診 書	[略]
[略]	
(注) この検診書は、 <u>上記福祉事務所の長</u> あてに直接送付し	

[略]

次の者は、当 (西臼杵支庁・福祉こどもセンター・福祉事務所)において生活保護法による保護を受けておりましたが貴管内に転出しましたので通知します。

[略]

様式第18号 (第6条関係)

[略]

[略]
(注意事項)
1 正当な理由なくこの指導指示に従わないときは、生活保護法第62条第3項の規定により、あなたに対する保護が <u>変更され、停止され、又は廃止</u> されることがあります。
2 [略]
3 この指導指示について <u>分からない</u> ことがあるときは、早めに <u>当</u> (西臼杵支庁・福祉こどもセンター・福祉事務所)にお尋ねください。

[略]

様式第19号 (第7条関係)

[略]

注意

- 1 [略]
- 2 この検診命令に従わないときは、生活保護法第28条第5項の規定により、あなたの保護申請が却下され、又はあなたに対する保護が変更され、停止され、若しくは廃止される場合があります。
- 3 この検診命令について疑問がある場合には、(西臼杵支庁・福祉こどもセンター・福祉事務所)に相談してください。

(参考)

生活保護法 (抜粋)

(報告、調査及び検診)

第28条 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条 (第3項を除く。次項及び次条第1項において同じ。)の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

2～4 略

5 保護の実施機関は、要保護者が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

様式第21号 (第7条関係)

検 診 書	[略]
[略]	
(注) この検診書は、 <u>(西臼杵支庁・福祉こどもセンター・</u>	

てください。

様式第22号 (第7条関係)

[略]

(注) この請求書は、上記福祉事務所の長宛に直接提出してくだ  
さい。

[略]

様式第24号 (第9条関係)

[略]

調 査 依 頼 書

保護の決定又は実施のために必要がありますので、生活保護法  
第29条の規定により、下記の事項について照会します。

なお、入手した資料については、当

西臼杵支庁
福祉子どもセンター
福祉事務所

に  
おいて厳秘資料として扱いますので、念のため申し添えます。

記

1 調査を要する者

[略]

氏 名

2 [略]

(参考)

生活保護法 (抜粋)

(調査の囑託及び報告の請求)

第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実  
施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の  
資産及び収入の状況につき、官公署に調査を囑託し、又は銀行  
、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の  
関係人に、報告を求めることができる。

福祉事務所)の長宛に直接送付してください。

様式第22号 (第7条関係)

[略]

(注) この請求書は、(西臼杵支庁・福祉子どもセンター・福祉  
事務所)の長宛に直接提出してください。

[略]

様式第24号 (第9条関係)

[略]

生活保護法第29条の規定に基づく調査について (依頼)

保護の決定若しくは実施又は生活保護法第77条若しくは第78条  
の規定の施行のために必要がありますので、同法第29条第1項の  
規定により、下記の事項について照会します。

なお、入手した資料については、当 (西臼杵支庁・福祉子ども  
センター・福祉事務所) において情報の秘密の保護に万全を期し  
ていますので、念のため申し添えます。

記

1 調査を要する者

[略]

氏 名

性別・生年月日

2 [略]

(参考)

生活保護法 (抜粋)

(申請による保護の開始及び変更)

第24条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるとこ  
ろにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関  
に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成するこ  
とができない特別の事情があるときは、この限りでない。

(1)~(3) 略

(4) 要保護者の資産及び収入の状況 (生業若しくは就労又は  
求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定  
める扶助の状況を含む。以下同じ。)

(5) 略

(資料の提供等)

第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しく  
は実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要  
があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める  
事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法 (昭和  
34年法律第 141号) 第3条第2項に規定する共済組合等 (次項  
において「共済組合等」という。) に対し、必要な書類の閲覧  
若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に  
掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる  
。

(1) 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居  
所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関に  
おける保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項 ( 被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健  
康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実  
施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る  
。)

(2) 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、  
資産及び収入の状況その他政令で定める事項 ( 被保護者であ  
つた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除  
き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間におけ  
る事項に限る。)

<p>[略]</p> <p>様式第25号（第10条関係）</p> <p>[略]</p> <p>（別紙）</p> <p>[略]</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 これからの扶養についてお聞かせください。</p> <p><u>精神的な援助について</u></p> <p>※精神的な援助…定期的な訪問、電話、手紙等金銭的な援助以外の関わりのことを言います。</p> <p>（1） 精神的な援助について</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>（2） [略]</p> <p>[略]</p> <p>4～8 [略]</p>	<p><u>2 別表第1の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。</u></p> <p><u>生活保護法施行令（抜粋）</u></p> <p><u>（政令で定める事項）</u></p> <p><u>第2条の2 法第29条第1項第1号に規定する政令で定める事項は、支出の状況とする。</u></p> <p>[略]</p> <p>様式第25号（第10条関係）</p> <p>[略]</p> <p>（別紙）</p> <p>[略]</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 これからの扶養についてお聞かせください。</p> <p><u>精神的な支援について</u></p> <p>※精神的な支援…定期的な訪問、電話、手紙等金銭的な援助以外の関わりのことを言います。</p> <p>（1） 精神的な支援について</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>（2） [略]</p> <p>[略]</p> <p>4～8 [略]</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別記様式第25号の次に次の2様式を加える。

様式第25号の2 (第10条関係)

年 月 日

様

西臼杵支庁長  
福祉こどもセンター所長  
福祉事務所長

生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務者への通知について

あなたの 〇〇〇〇〇〇 様に対して生活保護法による保護の開始を決定いたしますので、同法第24条第8項の規定により通知します。

氏 名	
保護の開始の申請 があった日	

(参考)

生活保護法 (抜粋)

(保護の補足性)

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 略

(申請による保護の開始及び変更)

第24条 略

2～7 略

8 保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもって厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

9・10 略

民 法 (抜粋)

第 877 条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、3親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

3 略

※ 「知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合」とは、当所において、①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要保護者に係る扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断しています。

様式第25号の3 (第10条関係)

年 月 日

様

西臼杵支庁長  
福祉子どもセンター所長  
福祉事務所長

生活保護法第28条第2項の規定による報告について (依頼)

あなたの 〇〇〇〇〇〇〇〇 当たる 〇〇〇〇〇〇〇〇 様 (住所 〇〇〇〇〇〇〇〇) は生活保護法による保護を申請して (受けて) いますが、生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされており、民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が、扶養義務を履行していないときは、履行しない理由など保護の決定や実施などのために必要な範囲で、扶養義務者に対して報告を求めることができることとなっています。

つきましては、保護の決定や実施などのため必要がありますので、年 月 日までに扶養義務を履行しない理由について報告していただきますようお願いいたします。

※「民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者」とは、当所において、①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要保護者に係る扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断しています。

(特記事項)

(担当者 〇〇〇〇〇〇)

(参考)

生活保護法 (抜粋)

(保護の補足性)

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法 (明治29年法律第89号) に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 略

(報告、調査及び検診)

第28条 略

2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であつた者に対して、報告を求めることができる。

3～5 略

民法 (抜粋)

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、3親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

3 略

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第27号（第12条関係）</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>生活保護法第30条第1項の規定により、下記の者を に させたいので依頼します。</p> <p>[略]</p> </div>	<p>様式第27号（第12条関係）</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>生活保護法第30条第1項<u>ただし書</u>の規定により、下記の者 を に させたいので依頼します。</p> <p>[略]</p> </div>

別記様式第40号から別記様式第44号までを次のように改める。



様式第40号 (第19条関係)

## 就労自立給付金申請書

下記のとおり、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

## 記

- 1 保護を必要としなくなった事由
- 2 添付書類
- 3 世帯構成員

氏 名	性 別	生年月日
	男 ・ 女	年 月 日 ( 歳)
	男 ・ 女	年 月 日 ( 歳)
	男 ・ 女	年 月 日 ( 歳)
	男 ・ 女	年 月 日 ( 歳)

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

申請者  
住所又は居所

氏名

西臼杵支庁長  
福祉子どもセンター所長 殿  
福祉事務所長

様式第41号 (第20条関係)

就労自立給付金決定調書							
ケース番号		対象者氏名				世帯構成	
決 裁 日	年 月 日	決 裁 区 分	所 長	課 長	指 導 員	施 行 日	年 月 日
							起案日
						年 月 日	年 月 日
						担当員	
就労自立給付金決定伺							
調書のとおり決定してよろしいか。なお、決裁の上は別案により通知してよろしいか。							
就 労 自 立 給 付 金 決 定 欄							
算定対象期間	収入充当額	算定率	積立額				
		積立合計額					
		上限額					
		支給額					
決 定 理 由							
支 給 日 及 び 支 給 方 法							

様式第42号（第21条関係）

年 月 日

様

西臼杵支庁長  
福祉こどもセンター所長  
福祉事務所長

## 就労自立給付金決定通知書

年 月 日付けで申請のあった生活保護法による就労自立給付金について、  
下記のとおり決定したので通知します。

## 記

- 1 支給額  
円
- 2 保護の廃止時期  
年 月 日
- 3 支給を決定した理由
- 4 就労自立給付金の支給日及び支給方法

（決定が申請書受理後14日を経過した場合はその理由）

## （備考）

就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となりますが、一時所得には50万円の特別控除がありますので、他に生命保険の一時金など一時所得に該当する所得があり、50万円の特別控除をしてもなお残額がある場合に限り一時所得の金額が生じ、所得税及び個人住民税が課税されることとなります。

## （教示）

この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮崎県知事に対し審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき、決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第43号及び様式第44号 削除

別記様式第48号の次に次の 1 様式を加える。

## 様式第49号 (第25条関係)

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を  
徴収金の納入に充てる旨の申出書

私は、不実の申告など不正な手段により保護を受けた場合は、生活保護法第78条の2の規定により、交付される保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）の額から、生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金のうち貴（西臼杵支庁・福祉こどもセンター・福祉事務所）と協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもって支払に充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払に充てるものとします。

## 記

- ・ 生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること。
- ・ 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること。
- ・ 徴収金の支払に際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により保護金品等から支払に充てること。

平成 年 月 日

住 所  
氏 名西臼杵支庁長  
福祉こどもセンター所長 殿  
福祉事務所長

平成 年 月 日

私は、本申出に基づき、 年 月分からの保護金品等より毎月  
円を 年 月 日付け費用徴収決定通知による生活保護法第78条第1  
項の規定に基づく徴収金の支払に充てるものとします。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の生活保護法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の生活保護法施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

\_\_\_\_\_

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年11月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 宮崎県規則第61号

## 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和47年宮崎県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(趣旨)	(趣旨)
<p>第1条 この規則は、<u>母子及び寡婦福祉法施行令</u>（昭和39年政令第224号。以下「令」という。）の規定に基づき、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第13条第1項各号に掲げる資金（以下「母子福祉資金」という。）、法第31条の6第1項各号に掲げる資金（以下「父子福祉資金」という。）及び法第32条第1項各号に掲げる資金（以下「寡婦福祉資金」という。）の貸付けの申請、貸付けの決定の通知、借用書の提出、償還の手続その他貸付けに関する業務の実施について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(貸付けの申請)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる資金の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) <u>事業開始資金又は事業継続資金</u> 別記様式第3による計画書</p> <p>(2) <u>技能習得資金、修業資金又は就職支度資金</u> 別記様式第4による計画書</p> <p>(3) <u>医療介護資金</u> 別記様式第5による診断書及び所要経費見積書</p> <p>(4) <u>住宅資金</u> 別記様式第6による計画書</p> <p>(5) <u>転宅資金</u> 別記様式第7による計画書</p> <p>(6) <u>就学支度資金</u> 別記様式第8による計画書</p> <p>3 [略]</p> <p>(保証人)</p>	<p>第1条 この規則は、<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令</u>（昭和39年政令第224号。以下「令」という。）の規定に基づき、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第13条第1項各号に掲げる資金（以下「母子福祉資金」という。）、法第31条の6第1項各号に掲げる資金（以下「父子福祉資金」という。）及び法第32条第1項各号に掲げる資金（以下「寡婦福祉資金」という。）の貸付けの申請、貸付けの決定の通知、借用書の提出、償還の手続その他貸付けに関する業務の実施について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(貸付けの申請)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる資金の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) <u>母子事業開始資金、父子事業開始資金若しくは寡婦事業開始資金</u>（以下「事業開始資金」という。）又は<u>母子事業継続資金、父子事業継続資金若しくは寡婦事業継続資金</u>（以下「事業継続資金」という。） 別記様式第3による計画書</p> <p>(2) <u>母子技能習得資金、父子技能習得資金若しくは寡婦技能習得資金</u>（以下「技能習得資金」という。）、<u>母子修業資金、父子修業資金若しくは寡婦修業資金</u>（以下「修業資金」という。）又は<u>母子就職支度資金、父子就職支度資金若しくは寡婦就職支度資金</u>（以下「就職支度資金」という。） 別記様式第4による計画書</p> <p>(3) <u>母子医療介護資金、父子医療介護資金又は寡婦医療介護資金</u>（以下「医療介護資金」という。） 別記様式第5による診断書及び所要経費見積書</p> <p>(4) <u>母子住宅資金、父子住宅資金又は寡婦住宅資金</u>（以下「住宅資金」という。） 別記様式第6による計画書</p> <p>(5) <u>母子転宅資金、父子転宅資金又は寡婦転宅資金</u>（以下「転宅資金」という。） 別記様式第7による計画書</p> <p>(6) <u>母子就学支度資金、父子就学支度資金又は寡婦就学支度資金</u>（以下「就学支度資金」という。） 別記様式第8による計画書</p> <p>3 [略]</p> <p>(保証人)</p>

第 2 条の 2 令第 8 条第 1 項（令第 29 条において準用する場合を含む。）の保証人は、弁済の資力を有すると認められる者でなければならない。

2 [略]

（県外等への転出者に対する継続貸付け）

第 5 条 知事は、修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金の貸付けを受けている者が他の都道府県又は宮崎市の区域に住所を変更したときにあっても、当該資金の貸付けを継続して行うことがある。

（休学等の場合の届出及び修学資金の交付の停止又は減額の通知）

第 8 条 [略]

2 知事は、令第 10 条（令第 29 条において準用する場合を含む。）の規定により修学資金の貸付金の交付をやめ、又はその額を減額することを決定したときは、別記様式第 17 による通知書により、休学の届出書を提出した者に通知するものとする。

3 [略]

（貸付けの停止）

第 9 条 修学資金、技能習得資金、生活資金又は修業資金の貸付けを受けている者（借主が死亡した場合は、同居の親族（修学資金にあっては当該貸付けにより就学している者、修業資金にあっては当該貸付けにより知識技能を習得している者とする。）又は保証人）は、令第 11 条（令第 29 条において準用する場合を含む。）の規定により当該資金の貸付けを将来に向かってやめられるべき理由が生じたときは、遅滞なく、別記様式第 19 による届出書を知事に提出しなければならない。

2 [略]

（貸付金の増額）

第 11 条 修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金の貸付けを受けている者は、その貸付金の額がそれぞれ令第 6 条第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 7 号若しくは第 12 号又は令第 27 条第 3 号、第 4 号、第 5 号若しくは第 8 号に規定する限度額に満たない場合において、特別の理由により増額を必要とする場合には、別記様式第 23 による申請書を知事に提出して、当該限度額の範囲内において当該貸付金の増額を申請することができる。

2 [略]

（違約金の端数計算）

第 13 条 令第 16 条（令第 17 条第 2 項及び令第 29 条において準用する場合を含む。）の規定により計算した違約金の額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 500 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

（償還金の支払猶予）

第 15 条 令第 18 条第 1 項（令第 29 条において準用する場合を含む。）の規定による償還金の支払猶予を受けようとする者は、別記様式第 29 による申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）令第 18 条第 1 項第 1 号（令第 29 条において準用する場合を含む。）の規定により償還金の支払猶予の申請をする場合 災

第 2 条の 2 令第 9 条第 1 項（令第 31 条の 7 及び令第 38 条において準用する場合を含む。）の保証人は、弁済の資力を有すると認められる者でなければならない。

2 [略]

（県外等への転出者に対する継続貸付け）

第 5 条 知事は、母子修学資金、父子修学資金若しくは寡婦修学資金（以下「修学資金」という。）、技能習得資金、修業資金又は母子生活資金、父子生活資金若しくは寡婦生活資金（以下「生活資金」という。）の貸付けを受けている者が他の都道府県又は宮崎市の区域に住所を変更したときにあっても、当該資金の貸付けを継続して行うことがある。

（休学等の場合の届出及び修学資金の交付の停止又は減額の通知）

第 8 条 [略]

2 知事は、令第 11 条（令第 31 条の 7 及び令第 38 条において準用する場合を含む。）の規定により修学資金の貸付金の交付をやめ、又はその額を減額することを決定したときは、別記様式第 17 による通知書により、休学の届出書を提出した者に通知するものとする。

3 [略]

（貸付けの停止）

第 9 条 修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金の貸付けを受けている者（借主が死亡した場合は、同居の親族（修学資金にあっては当該貸付けにより就学している者、修業資金にあっては当該貸付けにより知識技能を習得している者とする。）又は保証人）は、令第 12 条（令第 31 条の 7 及び令第 38 条において準用する場合を含む。）の規定により当該資金の貸付けを将来に向かってやめられるべき理由が生じたときは、遅滞なく、別記様式第 19 による届出書を知事に提出しなければならない。

2 [略]

（貸付金の増額）

第 11 条 修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金の貸付けを受けている者は、その貸付金の額がそれぞれ令第 7 条第 3 号から第 5 号まで若しくは第 8 号、令第 31 条の 5 第 3 号から 5 号まで若しくは第 8 号又は令第 36 条第 3 号から第 5 号まで若しくは第 8 号に規定する限度額に満たない場合において、特別の理由により増額を必要とする場合には、別記様式第 23 による申請書を知事に提出して、当該限度額の範囲内において当該貸付金の増額を申請することができる。

2 [略]

（違約金の端数計算）

第 13 条 令第 17 条（令第 18 条第 2 項、令第 31 条の 7 及び令第 38 条において準用する場合を含む。）の規定により計算した違約金の額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 500 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

（償還金の支払猶予）

第 15 条 令第 19 条第 1 項（令第 31 条の 7 及び令第 38 条において準用する場合を含む。）の規定による償還金の支払猶予を受けようとする者は、別記様式第 29 による申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）令第 19 条第 1 項第 1 号（令第 31 条の 7 及び令第 38 条において準用する場合を含む。）の規定により償還金の支払猶予の申

害証明書、盗難証明書又は診断書

(2) 令第18条第1項第2号(令第29条において準用する場合を含む。)又は第3号の規定により償還金の支払猶予の申請をする場合 就学していることを証する書類

3 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 宮崎県告示第 668号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年11月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
合同会社eーすまいる	都城市南鷹尾町22街区9号	合同会社eーすまいる	都城市南鷹尾町22街区7号	平成26年10月19日
社会福祉法人真隆会	延岡市長浜町1丁目17番地1	訪問介護事業所さくら	延岡市北川町長井7548番地1	平成26年10月15日
株式会社日豊福祉サービス	延岡市大貫町4丁目13番地1	デイサービスおおぬき	延岡市大貫町4丁目13番地18番地	平成26年10月12日
社会福祉法人丸野福祉会	都城市丸谷町4670番地	働くデイサービスセンターほほえみの園	都城市丸谷町386番地1	平成26年10月1日
合同会社暖の家	延岡市北一ヶ岡2丁目8番7号	暖の家	延岡市南一ヶ岡7丁目8348-128	平成26年10月1日
社会福祉法人恵愛会	都城市太郎坊町563-1	小規模多機能ホーム一休庵いよいよ	都城市郡元町217番地1	平成26年10月1日
株式会社フォーハート	都城市山之口町花木14番1	皆福デイサービスセンター	都城市山之口町花木14番1	平成26年9月30日
株式会社フ	都城市山之	心フォニー	都城市山之	平成26年

請をする場合 災害証明書、盗難証明書又は診断書

(2) 令第19条第1項第2号(令第31条の7及び令第38条において準用する場合を含む。)の規定により償還金の支払猶予の申請をする場合 就学していることを証する書類

3 [略]

フォーハート	口町花木14番1	・山之口訪問介護事業所	口町花木14番1	9月30日
株式会社ブルメリア	東臼杵郡門川町平城西14番6号	デイサービス菜の郷	東臼杵郡門川町門川尾末字アゼ地2515番地3	平成26年9月22日
有限会社アドニス介護支援サービス	延岡市大貫町3丁目7番地1	訪問看護ステーションみつぜ	延岡市三ツ瀬町2丁目2番地5	平成26年8月20日
社会福祉法人興愛会	西諸県郡高原町大字広原3845番地18	社会福祉法人興愛会養護老人ホーム峰寿園	西諸県郡高原町大字広原5051の7	平成22年4月1日

## 宮崎県告示第 669号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年11月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社日豊福祉サービス	延岡市大貫町4丁目13番地1	居宅介護支援事業所日豊福祉サービス	延岡市大貫町4丁目13番地1	平成26年10月12日
合同会社まごころ	西都市三納10046番地1	居宅支援事業所まごころ	西都市鹿野田6138-1	平成26年9月1日

## 宮崎県告示第 670号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関

る法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成 26 年 11 月 27 日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
有限会社 サン薬局	児湯郡高鍋町大字 北高鍋 149 番地 4	ひまわり薬 局高鍋上江 店	児湯郡高鍋町大字 上江字西畑田 8280 - 3

2 届出事項

居宅介護事業所の名称		変更年月日
変更前	変更後	
ひむか薬局高鍋上江 店	ひまわり薬局高鍋上 江店	平成 26 年 9 月 1 日

宮崎県告示第 671 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成 26 年 11 月 27 日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
医療法人 昇山会	西都市妻町 2 丁目 33 番地	上山医院通 所介護	西都市妻町 2 丁目 89 番地

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
西都市妻町 2 丁目 33 番地	西都市妻町 2 丁目 89 番地	平成 25 年 9 月 8 日

宮崎県告示第 672 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び

に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成 26 年 11 月 27 日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止 年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
医療法人社 団健仁会	都城市上川 東 1 丁目 27 号 6 番 1	医療法人社 団健仁会有 川医院	都城市上川 東 1 丁目 27 号 6 番 1	平成 23 年 5 月 31 日
高原町	西諸県郡高 原町大字西 麓 899 番地	高原町養護 老人ホーム 峰寿会	西諸県郡高 原町大字広 原 5051 番地 7	平成 22 年 3 月 31 日

宮崎県告示第 673 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成 26 年 11 月 27 日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字下長野 9706-1（次の図に示す部分に限る。）、9742-1
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 674 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成 26 年 11 月 27 日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 東諸県郡綾町大字入野字城平 2816-2、2816-3、2816-5、大字南保字小坂元 1-5、1-7
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐は、択伐による。



イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに綾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 宮崎県告示第 675号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年11月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字岩戸字西平2863-1・2870-1から2870-3まで・字後川2993-3・2994-1・3012（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 宮崎県告示第 676号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年11月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市高城町有水字柿ヶ野5591-22（次の図に示す部分に限る。）

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 宮崎県告示第 677号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年11月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市夏尾町7267-1、7267-5、7444-1、7444-2、7445、7446-1、7447-1、7447-4

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

7267-1・7267-5・7444-2・7445・7446-1・7447-1・7447-4（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 宮崎県告示第 678号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年11月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 北諸県郡三股町大字長田字温川4803-1・4824-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第 207号）第7条第1項の規定により、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成26年11月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 試験の期日  
平成27年 2 月 4 日（水曜日）
- 2 試験の場所及び時間
  - (1) 学科試験  
ア 場所 宮崎市佐土原町下那珂3621番地 田中屋ドライ  
イ 時間 午前10時30分から正午まで
  - (2) 実地試験  
ア 場所 宮崎市佐土原町下那珂3621番地 田中屋ドライ  
イ 時間 午後 1 時から午後 5 時まで
- 3 試験科目
  - (1) 学科試験  
ア 公衆衛生及び衛生法規に関する知識  
イ 洗濯物の処理に関する知識
  - (2) 実地試験  
洗濯物の処理に関する技能
- 4 受験資格  
学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第 154号）附則第 5 項の規定により、学校教育法第57条に規定する者とみなされる者を含む。）
- 5 受験手続  
試験を受けようとする者は、受験願書に試験手数料 7,200円に相当する額の宮崎県収入証紙をはり、次に掲げる書類を添えて住所を管轄する保健所の長（県外居住者にあつては、宮崎県内の保健所の長）を経由して提出すること。
  - (1) 履歴書（学歴を詳細に記入すること。）
  - (2) 受験資格があることを証する書類（卒業証書の写し若しくは卒業証明書又は厚生労働大臣の認定に係る認定書の写し）
  - (3) 写真（出願前 6 箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽で縦 6 センチメートル、横 4 センチメートルのもの）
- 6 受験願書の受付期間  
平成27年 1 月 5 日（月曜日）から 1 月 19 日（月曜日）まで
- 7 その他
  - (1) 宮崎県収入証紙には、消印しないこと。
  - (2) 受験者は、試験当日午前10時までに試験会場に集合すること。
  - (3) 合格者の発表は、平成27年 2 月 27 日（金曜日）午前 9 時から各願書提出先の保健所において行う。
  - (4) 受験手続その他については、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管理課（電話0985（44）2628）に問い合わせること。

なお、文書による照会は、必ず返信用切手を同封すること。